

# 気象警報、地震警戒宣言時等における休業及び登下校等について

平成26年4月1日  
海津市教育委員会

みだしのことについて、次のとおり統一見解を示しますので、小中学校においては、遺漏なき対応をされますようお願いいたします。

## 1. 児童生徒が登校する以前に、気象警報〔暴風・大雨(浸水害、土砂災害)・洪水・暴風雪・大雪・津波〕、震度5以上の地震発生及び東海地震警戒宣言が海津市に発令されている場合 以下の基準から、市校長会と市教委と相談して、校長が休業等の判断をするものとする。

- ① 午前6時に、気象警報発令、震度5以上の地震が発生及び東海地震警戒宣言が発令されている場合は、その日は休業とする。
- ② 午前6時以降で、登校前に①と同様の状況の場合は、家で待機させる。
- ③ 警報が発令されていない場合や震度5以下の地震発生後においても、道路や橋が冠水及び崩壊又は流失したり、家屋や樹木の倒壊などで危険が予測される場合は登校を見合わせる。各家庭で見合わせの判断をした場合は、保護者に必ず学校に連絡をさせる。
- ④ 海津市が台風の進路予想上にありながら、登校時に気象警報等が発令されていない場合、午前6時の時点において、海津市に気象警報等が発令されることが予想される場合は、家庭待機、又は休業措置をとる。
- ⑤ 各校区や町内の状況が異なることもあることから、児童生徒の安全を第一に考え、登校するのに危険と判断される場合は無理をさせずに、自宅待機させる。

## 2. 児童生徒が登校してから、気象警報〔暴風・大雨(浸水害、土砂災害)・洪水・暴風雪・大雪・津波〕、震度5以上及び地震警戒宣言が海津市に発令された場合 以下の基準から、市校長会や市教委と相談して、校長が下校等の判断をするものとする。

- ① 警報及び警戒宣言が発令された時は、学校内の最も安全な場所に待機させ、原則、保護者又は保護者の依頼を受けた責任者の引き渡しにより、児童生徒を下校させる。
- ② 登校後に警報発令や警戒宣言が予想される場合には、気象情報(例:台風の中心位置、規模、進行方向、速度等)、校区のハザードマップに基づく道路、交通状況などから、児童生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合、授業及び給食等を中止して、教師の引率や指導により、すみやかに下校させる。

## 3. 学校給食の中止連絡の基準について

- ① 中止前日の正午ごろまでに教育委員会が判断し、各小中学校へ中止の連絡をする。
- ② 児童生徒宅へは、学校が前日のうちに、保護者宛に文書又は連絡(配信メール等)する。
- ③ 登校後の警報発令が予想される場合は、給食を食べずに下校させる場合もある。
- ④ 当日、警報のために休業又は食べずに下校した場合の給食費は徴収する。前日に中止した場合は徴収しない。

## 4. 緊急メール配信について

- ① 各校区の状況判断に基づき、待機や休業・授業打ち切り・引き渡し等のメール配信や電話連絡をする。
- ② 判断に迷う場合は、学校より家庭に連絡(学校携帯用ホームページあるいは配信メールや電話連絡等)するので、家庭で待機する。
- ③ 市として一斉に休業等を実施する場合は、一斉にメール配信等をする。

## 5. その他

- ① 東海地震に関する対応については、各校の「東海地震防災計画」により対応する。
- ② 本内容に基づく詳細な緊急対応マニュアルについては、各校で作成する。

### 気象警報の情報提供

市町独自の気象警報の情報確認の方法は、下記による。

※岐阜地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>

※国土交通省防災情報提供センター携帯電話サイト  
気象警報・注意報(岐阜県)

<http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/105/328.html>

